

事實は共済組合貸付金の貸付率が電灯課に於て最高を示して居ることに依りても明かであり、かかる我等の困窮せる生活に於て昇給は唯一の望みであります。然るにか、わうす當局に於ては尙財政窮乏を名として我等の唯一の望みである昇給率を低下し昇給を故なく延期したるか如きの内規を制定せられしは我等の生活を維持する上から断して承認し難きものであります。故に賢明なる當局に於かれども我等の真意を考慮せられて我等従業員が生活を保証せられる、称茲に嘆願に及ぶものであります。

昭和四年六月十二日

東京市電協同會電灯支部

電灯課長小川栄次郎殿

一、昭和四年四月十九日改正の電灯課傭員採用及昇給内規を即時撤廃せられたい

理由

電灯課従業員として相當の利益を挙げつゝある今日我等の生活条件を低下せしむるか如きの内規の改正は年一年高まり行く我等の生活を極度に脅威せしむる故に即時撤廃せられたい

二、今後昇給費に関する一切の内規を公表せられたい

理由

内規の制定は我等の生活に直接大なる影響を持つものならず從來の秘密方針は却て従業員に不安の感を抱かしめるものなるか故に今後内規の実施には実施前に一切を公表せられたい